

群馬大学大学院保健学研究科における既修得単位の取扱いに関する申合せ

(趣 旨)

第1 群馬大学大学院学則第16条の規定に基づき、群馬大学大学院保健学研究科（以下「本大学院」という。）において、入学前の既修得単位を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす場合について必要な事項を定める。

(申請方法)

第2 既修得単位の認定を希望する学生は、履修登録の受付期間内に研究科長に申請しなければならない。

(審 査)

第3 既修得単位の認定は、認定の対象となる授業科目の担当教員及び保健学研究科教務委員会で授業科目等を審査し、保健学研究科教授会の議を経て研究科長が行う。

(既修得単位数)

第4 既修得単位として認定する単位は、10単位を超えないものとする。

(単位認定授業科目の成績表示)

第5 認定された授業科目の成績表示は、「認定」とする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。